

指定管理者制度導入に関する基本の方針

目 次

I	基本の方針の趣旨	1
II	基本的な考え方	2
III	移行の手順	3
i	条例の改正等	4
ii	予算措置等	4
iii	管理者の募集	5
iv	候補団体の選定	5
v	管理者の指定	6
vi	協定等の締結	6
vii	管理状況の確認等	7
viii	危機管理	7
□	公の施設の管理 に関する見直し指針	8
□	見直しの対象とする施設	9

平成16年8月

I 基本的方針の趣旨

《指定管理者制度創設の背景・目的》

- 「民間でできることは民間に」の理念の下、自由な経済活動の範囲をできる限り広げ、市場を民間に開放するよう、地方分権改革推進会議、総合規制改革会議などで指摘されてきた。
- これを受け、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として地方自治法が改正され、「指定管理者制度」が創設された(平成15年6月13日公布・同9月2日施行)。
- これにより、現在管理を委託している公の施設については、改正法施行後3年内に指定管理者制度等へ移行する必要がある。

《基本的方針の趣旨》

- 「指定管理者制度導入に関する基本的方針（以下「基本的方針」という。）」は、地方自治法改正の目的を具現化するため、「公の施設の管理に関する見直し指針（平成16年4月27日公社等外郭団体見直し部会決定。以下「公の施設見直し指針」という。）」に基づき、平成18年4月からの指定管理者制度への円滑な移行を進めるための基本的な考え方、手順等を定めるものである。
- 県直営等により管理を行っている公の施設についても、今後、「アウトソーシング推進基本方針（平成16年6月7日業務改革部会決定）」に基づく全庁調査結果を踏まえ、指定管理者制度の導入を進める場合には、この基本的方針に基づき対応するものとする。

II 基本的な考え方

- 指定管理者制度への移行に当たっては、地方自治法改正の目的である「住民サービスの向上」、「経費の節減」等を図るため、「施設」及び「管理主体」の両面からの見直しを行うとともに、指定手続等における透明性の確保及び県民への説明責任に十分配意するものとする。
- 「施設」に関しては、「公の施設見直し指針」に基づく「管理運営に関する点検」等により、施設の在り方の検討や更に効用を高めるための必要な見直し等を進める。
- 「管理主体」に関しては、「うつくしま行財政改革大綱」の基本的方向の一つである「県民等との連携・協働」を進める観点から、現在の管理受託者である公社等、民間企業、NPOなど幅広い分野を視野に入れる。

なお、公社等については、本年10月を目途に、県の人的・財政的関与の在り方を別途整理し、一経営体としての自主性・主体性の更なる発揮を図ること等を内容に、現在の「公社等外郭団体に関する指導指針」に代わる新たな「指針」を策定し、見直しに取り組むこととしている。
- 「透明性の確保及び県民への説明責任」に関しては、各手続において、それらを担保する仕組みを取り入れていく。
- 指定管理者制度への移行後においては、毎年度の事業報告等に基づき管理状況を把握するとともに、成果目標の設定等による評価を行い、その結果を次回の指定時等に活用することで「住民サービスの向上」、「経費の節減」等を確実に図っていくものとする。

III 移行の手順

□ 指定管理者制度への移行に当たっては、下記工程表を基本として取り組んでいく。

	条例改正等	予算措置等	管理者募集・指定	協定等の締結
16年 5月 9月	公の施設の点検 新管理方法の決定 実行計画の見直し			
	通則的な条例制定 条例改正(案)検討	委託料等検討 利用料金制検討	募集要項等検討	
17年 6月議会 7月上旬 8月上旬 8月下旬	設置管理条例改正		「募集」開始 ↓ 「募集」終了 候補団体の「選定」	
17年 9月議会 10月中旬		債務負担行為設定	管理者の「指定」	詳細事項調整 協定(案)等検討
17年12月議会		(債務負担行為設定)	(管理者の「指定」)	
18年 2月議会 3月下旬		18年度委託料確定		協定等締結
18年 4月	指 定 管 理 者 制 度 へ の 移 行			

III - i 條例の改正等

1 通則的な条例の制定

- 制定の内容： 指定の手続（申請の方法、選定の基準、事業計画の提出等）、
その他の共通事項をまとめた「通則的な条例」を新たに制定する。
- 制定の時期： 最初に指定管理者制度に移行する施設に合わせて制定。
- 制定の主体： 人事領域行政経営グループ

2 施設設置管理条例の改正

- 改正の内容： 各施設の「設置管理条例」について、以下の事項を追加及び削除する。
 - (1) 追加する事項
 - ① 「指定管理者による管理」に関する事項
 - ② 管理の基準（開館時間、使用の制限等）
 - ③ 業務の範囲（施設設備の維持管理、個別の使用許可等）
 - ④ その他必要な事項
 - (2) 削除する事項
 - ① 「管理の委託」に関する事項
- 改正の時期： 平成17年6月議会
- 改正の主体： 公の施設の「各所管部局」

3 「個人情報保護条例」、「外部監査条例」等の関係条例の改正

- 改正の主な内容： 指定管理者による公の施設の管理を対象等とすること。
- 改正の時期： 最初に指定管理者制度に移行する施設に合わせて改正。
- 改正の主体： 条例の「各所管部局」

III - ii 予算措置等

- 単年度の予算： 通常の当初予算を決定する毎年の2月議会において、「各年度の予算」の議決を得る。
- 指定期間中の： 「指定」と同一の議会（平成17年9月議会又は12月議会）
全体予算において、「債務負担行為」の議決を得る。
- 利用料金制： 必要に応じ導入等について検討する。

III - iii 管理者の募集

- 募集の方法：原則として「公募」による募集とする。

ただし、特別な事情等がある場合には「公募」によらないこともできるものとするが、説明責任を果たし得るだけの理由付けが必要であることに留意する。

なお、「公募」実施の有無については、各施設の設置管理条例の改正までに決定する。

《「公募」によらない場合（例）》

- 県の施策との密接な関連から、当該団体による、施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められる場合
- 隣接する市町村有施設等との一体的管理の必要性が認められる場合
- 現在の管理者以外に申請が見込めないことが客観的に認められる場合
- 「危機」への対応上必要性が認められる場合（後述）など

- 募集の時期等：「公募」による募集は、設置管理条例改正を行う平成17年6月議会後の「1か月程度」を基本とする。

ただし、施設の性格等により、長期間の募集が必要と認められる場合には、適宜期間を設定するものとする。

なお、募集に関しては、県報登載により公告する。

- 募集要項等の：「公募」を実施する施設については、募集に際しての詳細事項を作成を定めた要項等を作成する。（※ 準則：別途整理し、提示する）

III - iv 候補団体の選定

- 選定の方法：公の施設の「各所管部局」が主体となって選定を進め、「福島県行財政改革推進委員会」の意見を聴いた上で決定する。

- 選定の時期：募集期間終了後の1か月程度。

- 選定の基準：「選定の基準」の基本となる事項については、「通則的な条例」において規定する。

個別具体的な事項等については、必要に応じて、各施設の「設置管理条例」において規定する。

《「通則的な条例」に規定する「選定の基準」（案）》

- ① 県民の平等利用が確保されること
- ② 管理に関する事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し県民サービスの向上が図られ、また、管理経費の縮減が図られるものであること
- ③ 事業計画に沿った管理を行う人的能力、物的能力等を有していることなど

III - v 管理者の指定

- 指定の方法： 公の施設の「各所管部局」において、議会の議決を経て指定する。
- 指定の時期： 平成17年9月議会又は12月議会後
- 指定の期間： 「3年」を基本とする。
ただし、施設の性格等により、「3年」によらないこともできるものとする。
- 指定の周知： 管理者の名称、期間等の指定内容については、県報登載のほか、施設の性格等必要に応じて広く県民への周知に努める。

III - vi 協定等の締結

- 締結の方法：① 指定期間全体の包括的な協定等の締結
② 毎年度の協定等の締結
- 締結の時期：① 平成18年3月下旬（当初予算議決後）
② 每年3月下旬（当初予算議決後）

《「協定」等の記載事項（例）》

- 指定（協定）期間
 - 委託料の額及び支払いの方法に関する事項
 - 事業の実施に関する事項（管理の基準、業務の範囲等）
 - 事業引継に関する事項
 - （管理開始時点で既になされていた利用申込みの取扱い等）
 - 施設内物品の所有権帰属に関する事項
 - 事業報告に関する事項
 - （事業報告書の提出、隨時の事業報告、立入調査等）
 - 個人情報保護に関する事項
 - リスク管理、責任分担に関する事項
 - 指定の取消しに関する事項
- など
- （※ 準則：別途整理し、提示する）

III - vii 管理状況の確認等

- 確認の方法： 地方自治法の規定に基づき、毎年度終了後に提出を受ける事業報告書のほか、必要に応じて臨時に報告を求め、又は実地に調査することにより、施設の管理状況を把握する。
- 評価の実施： 事業報告書等に基づき、「県民サービスの向上」、「経費の節減」等を主な観点とし、毎年度一回、管理状況に関する評価を実施する。
- 確認等の主体： 公の施設の「各所管部局」
- 結果の活用： 確認等の結果については、可能な範囲で指定期間中の「毎年度の協定等」などへ反映させるほか、「福島県行財政改革推進委員会」に報告するなどにより次回の指定手続等において活用していく。

III - viii 危機管理

- 指定管理者による管理が不能となった場合などの「危機」に対しては、県民サービスの維持を最優先として対応する。
- 「危機」の回避、発生した場合の被害の最小化等のためには、隨時指定管理者の業務状況（当該施設の管理状況及びその他の業務状況）等の把握に努めるほか、あらかじめ「危機」を想定した体制を各施設ごとに整備する。
- 指定管理者の責めに帰すべき事由による「危機」に対する備えとして、必要に応じ、「協定」等において「損害賠償」等についても取り決める。

《「危機」への対応（例）》

- (1) 指定期間に指定管理者による管理が継続不能となった場合
 - (2) 指定期間に指定管理者による管理が不能となった場合
 - (3) 「公募」に対して申請団体がなかった場合
- に対しては、次の順序で対応する。
- ① 対応可能である場合には、（新たに）管理者を指定する。
 - ア 基本的には、（再度の）「公募」により候補団体を選定する。
 - イ 「時間的に間に合わない」、「同じ結果が予測される」など客観的に対応不可能である場合に限り、「公募」によらず候補団体を選定できるものとする。
 - ② 緊急を要する場合、（新たに）管理者が見当たらない場合等には、県直営により対応する。

なお、県直営による対応も困難な場合には、一時的に施設を閉鎖する。

など

【平成16年4月27日 福島県行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会決定】

公の施設の管理に関する見直し指針

I 指針の趣旨

地方自治法改正(平成15年6月13日公布・同9月2日施行)により、公の施設の管理に関する「管理委託制度」が「指定管理者制度」に転換され、現在管理を委託する施設については、改正法施行後3年以内に指定管理者制度等へ移行する必要がある。

この指針は、指定管理者制度等への移行を契機として、公の施設の管理に関して見直しを行うための基本的な事項を定めるものである。

II 見直しの内容

1 見直しの対象とする施設

改正前の自治法第244条の2に基づき管理を委託している施設について実施する。

2 現在の管理状況の点検及び見直し

管理状況全般について点検を行い、事務事業の見直しを実施する。

3 管理方法の決定

点検及び見直しの結果等を踏まえ、指定管理者制度移行、民間移譲等の新たな管理方法を決定する。

III 見直しの進め方

当該見直しに関しては、「公社等見直し実行計画」等と密接に関連することから、「公社等外郭団体見直し部会（行財政改革推進本部）」において検討を行う。

1 現在の管理状況の点検及び見直し

平成16年6月末までに、「点検表」等に基づき管理状況全般の点検等を完了する。

2 指定管理者制度に関する基本の方針の決定

平成16年7月中を目途に、点検及び見直しの結果等を踏まえ、行財政改革推進委員会等の意見を聴いた上で、県としての基本の方針を決定する。

3 管理方法の決定

平成16年9月中を目途に、基本の方針等を踏まえ、各施設ごとの新たな管理方法を決定する。

4 条例等の整備

指定管理者制度へ移行する施設に関しては、平成17年中に、関係条例等を整備の上指定管理者の指定を行う。

5 移行等の時期

上記により、基本的に平成18年度当初から指定管理者制度等へ移行する。

**「公の施設の管理に関する見直し指針」に基づく見直し対象施設
(平成16年5月現在)**

所管部局	施設名	管理方式	受託者(管理委託の場合)	契約期間 (管理委託の場合)	設置管理条例名
改正前地方自治法244条の2に基づき管理を委託している施設(56施設)					
1 生活環境部	男女共生センター	委託	青少年育成・男女共生推進機構	H16.4.1～H17.3.31	男女共生センター条例
2 保健福祉部	はんたい在わかば	委託		H16.4.1～H17.3.31	児童福祉施設条例
3 保健福祉部	浪江ひまわり在	委託		H16.4.1～H17.3.31	教護施設条例
4 保健福祉部	飯坂ホーム	委託		H16.4.1～H17.3.31	老人福祉施設条例
5 保健福祉部	矢吹しらつめ在	委託		H16.4.1～H17.3.31	
6 保健福祉部	はんたい在あおば	委託		H16.4.1～H17.3.31	知的障害者授産施設条例
7 保健福祉部	矢吹しらつめ運動場	委託		H16.4.1～H17.3.31	
8 保健福祉部	勤労身体障害者体育館	委託		H16.4.1～H17.3.31	勤労身体障害者体育館条例
9 保健福祉部	太陽の国(ひばり寮)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
10 保健福祉部	太陽の国(さくら寮)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
11 保健福祉部	太陽の国(からす寮)	委託	社会福祉事業団	H16.4.1～H17.3.31	
12 保健福祉部	太陽の国(かじか寮)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
13 保健福祉部	太陽の国(けやき寮)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
14 保健福祉部	太陽の国(かえで寮)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
15 保健福祉部	太陽の国(さつき寮)	委託		H16.4.1～H17.3.31	総合社会福祉施設太陽の国条例
16 保健福祉部	太陽の国(やまとさき在)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
17 保健福祉部	太陽の国(厚生センター)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
18 保健福祉部	太陽の国(野球場)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
19 保健福祉部	太陽の国(駐車場)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
20 保健福祉部	太陽の国(中央公園)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
21 保健福祉部	太陽の国(病院)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
22 商工労働部	翁島荘	委託	観光開発公社	H16.4.1～H17.3.31	国民宿舎翁島荘条例
23 商工労働部	天鏡閣	委託		H16.4.1～H17.3.31	天鏡閣条例
24 商工労働部	ハイテクプラザ(郡山一部)	委託		H16.4.1～H17.3.31	ハイテクプラザ条例
25 商工労働部	産業交流館	委託	産業振興センター	H16.4.1～H17.3.31	産業交流館条例
26 商工労働部	中小企業振興館	委託		H16.4.1～H17.3.31	
27 商工労働部	中小企業振興館(起業支援室)	委託	ベンチャー・SOHO・テレワーカー共創機構	H16.4.1～H17.3.31	
28 商工労働部	觀光物産館	委託	物産プラザふくしま	H16.4.1～H17.3.31	
29 農林水産部	県民の森	委託	フォレスト・エコ・ライフ財団	H16.4.1～H17.3.31	県民の森条例
30 農林水産部	昭和の森	委託	猪苗代町振興公社	H16.4.1～H17.3.31	昭和の森条例
31 農林水産部	総合綠化センター	委託	都市公園・綠化協会	H16.4.1～H17.3.31	総合綠化センター条例
32 土木部	県営住宅(県北・県中)	委託	住宅供給公社	H16.4.1～H17.3.31	県営住宅等条例
33 土木部	小名浜港マリーナ施設	委託	小名浜マリーナ	H16.4.1～H17.3.31	
34 土木部	翁島港マリーナ施設	委託	マリーナ・レイク猪苗代	H16.4.1～H17.3.31	
35 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (江名港)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
36 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (久之浜港)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
37 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (斐間港)	委託	いわき市漁業協同組合	H16.4.1～H17.3.31	
38 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (勿来港)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
39 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (小名浜港)	委託	小名浜漁業協同組合	H16.4.1～H17.3.31	
40 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (中之作港)	委託	中之作漁業協同組合	H16.4.1～H17.3.31	(港湾管理条例)
41 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (鮫崎港)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
42 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (真野川港)	委託	相双双葉漁業協同組合	H16.4.1～H17.3.31	(漁港管理条例)
43 土木部	プレジャーボート用指定泊地 (精戸港)	委託		H16.4.1～H17.3.31	
44 土木部	新浜公園	委託	福島市	H16.4.1～H17.3.31	
45 土木部	遠慮公園	委託		H16.4.1～H17.3.31	
46 土木部	福島空港公園	委託	都市公園・綠化協会	H16.4.1～H17.3.31	
47 土木部	あづま総合運動公園	委託		H16.4.1～H17.3.31	
48 教育庁	あづま総合運動公園 (グラミングホール)	委託	体育協会	H16.4.1～H17.3.31	
49 教育庁	郡山自然の家	委託		H16.4.1～H17.3.31	
50 教育庁	会津自然の家	委託	自然の家	H16.4.1～H17.3.31	
51 教育庁	相馬海滨自然の家	委託		H16.4.1～H17.3.31	
52 教育庁	いわき海滨自然の家	委託		H16.4.1～H17.3.31	
53 教育庁	海洋科学館	委託	海洋科学館	H16.4.1～H17.3.31	海洋科学館条例
54 教育庁	文化センター	委託	文化振興事業団	H16.4.1～H17.3.31	文化センター条例
55 教育庁	文化財センター白河館	委託		H16.4.1～H17.3.31	文化財センター白河館条例
56 教育庁	伏野運動場	委託	高郷村	H16.4.1～H17.3.31	体育施設条例